

## 帯広市通学路安全対策連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 帯広市の通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進のため、帯広市教育委員会に帯広市通学路安全対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 連絡協議会は、通学路の交通安全の確保を図るため、次の取組を継続的に推進するための基本方針（帯広市通学路交通安全プログラム）の策定及び改正を行う。

- (1) 通学路の合同点検
- (2) 通学路の安全確保に係る対策の検討、対策の実施、対策効果の把握及び対策の改善・充実の継続的实施
- (3) 通学路の対策箇所図及び対策一覧表の作成・公表
- (4) その他通学路の交通安全確保に資する取組

2 連絡協議会は、基本方針（帯広市通学路交通安全プログラム）に基づく取組を継続的に推進する。

### (組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる関係機関で組織する。

2 連絡協議会に委員長及び副委員長を置き、委員長には帯広市教育委員会学校教育部教育総務室学校地域連携課長を、副委員長には帯広市教育委員会学校教育部学校指導室学校教育指導課長を充てる。

3 委員長に事故等あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 連絡協議会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、学識経験者及び関係者等を連絡協議会に出席させ、意見等を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、帯広市教育委員会学校教育部教育総務室学校地域連携課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関する必要な事項は、連絡協議会において決定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。